

多文化共生教育部会たより

「子どもの未来を奪うような『年齢主義』は採るべきではない」

文部科学省初等中等教育局メールマガジンから、前川喜平大臣官房審議官（初等中等教育局担当）のコラム（2008.5.29）を紹介します。

日本は、「年齢主義」に立っているとよく言われますが、法令上は「年齢主義」と「課程主義」の両面があるという指摘がなされています。

外国につながる子どもの受け入れを考えるにあたって、大変参考になる文章です。

年齢主義か課程主義か

5月5日の読売新聞に、「杓子定規な教育界」という見出しのコラム記事が載っていた。高校で数学の出前授業をしている大学教授が語ったという次のような話が紹介されている。

「小学校高学年で習う算数を大方理解している高校生は全体の半数に過ぎない」のに、現場の先生は「生徒の理解度などお構いなしに教科書の内容を教壇で唱え、履修させたという体裁を整える」「文部科学省や学校のやることはあまりに杓子定規」。

また、NPO法人の代表が語ったという日系ブラジル人の子どもの事例も紹介されている。小6の男児が授業に身が入らないので、日本語の習熟度をテストしたら結果は小2レベルだった事例。小学校低学年で来日した少女が、授業がわからずに不登校を繰り返し、中3になっても「午前中に電話して」という日本語を理解しなかった事例。二人とも、年齢で学年が決められ、自動的に進級していたという。「日本語の習熟度に応じた勉強をしていれば、理解の度合いも随分違ったのではないだろうか」とその記事は疑問を投げかける。

その記事は最後に、「9歳でブラジルに渡ったら小学1年生にさせられた。でも頑張ったら、翌年には最上級生にしてもらえた」という移民の言葉を紹介し、『年齢主義が学校教育法の原則』と文科省は言うが、時にはこのくらいの鷹揚さがあってもいいのにと思う」と結んでいる。

すべての子どもに「わかる授業」をすることは、学校教育で何より大事なことだ。授業がわからない子どもを何時間もただ教室に座らせておくのは、無意味な苦行を強いるようなものだ。上記の記事は、その原因が学校教育法の「年齢主義」にあると断じている。しかし、本当に「年齢主義」は学校教育法の原則なのだろうか？

「年齢主義」に対立する概念は「課程主義」だ。入学・進級・卒業を年齢で決めるのが「年齢主義」。教育課程を修得したかどうかで決めるのが「課程主義」。「履修主義」対「修得主義」と言う場合もある。

6歳未満の早期入学や「飛び級」「飛び入学」など、年齢相当より上の学年で学ぶことを原則として認

めないという意味で、学校教育法は確かに「年齢主義」に立っている。

しかし、学校教育法は、年齢相当より下の学年で学ぶことも認めていないのかということ、決してそうではない。

学校教育法第17条第1項ただし書は、子どもが小学校の課程を修了しないときは、保護者はその子を15歳まで小学校に就学させる義務を負うと規定している。つまり「15歳の小学生」も存在しうる。

また、学校教育法施行規則第35条は、就学猶予・免除が終わった子どもを小学校のどの学年に編入するかを校長が決める時、その子の年齢だけでなく「心身の発達状況」も考慮するものとしている。その結果、9歳の子どもを小学1年に入れるということも制度上ありうる。

学校教育法施行規則第57条により、校長は各学年の課程の修了又は卒業を「児童の平素の成績を評価して」認定することとされているが、課程の修了が認められない場合、その子どもはもとの学年に留め置かれることになる。これを「原級留置」という。

こうした規定を見れば、学校教育法体系は、教育課程を修得しなければ進級・卒業を認めないという意味では「課程主義」に立っていることがわかる。

問題は、法令上は「年齢主義」と「課程主義」の両面があるのに、実際には、年齢に応じて自動的に進級・卒業させてしまう「年齢主義」が当然のように行われていることだ。

もちろん、どの程度の学習到達度で「課程の修了」と認めるかについては議論の余地があるだろう。障害を抱える子どもについては、障害の種類や程度に応じた判断も必要だろう。補充的な指導や習熟度に応じた指導がしたくても教員数が足りない場合もあるだろう。友達と一緒に進級したいという子どもや保護者の気持ちもあるだろう。過年齢や学齢超過の子どもの在籍については、学校の受入能力の問題や教育委員会の方針の違いもあるだろう。だから単純に「課程主義」を押し通せばよいというものではないことはわかる。

しかし、子どもの編入学や進級・卒業認定にあたっては、その子の成長のために良いか悪いかを第一の判断基準にすべきではないのか。何らかの事情で学校に通えなかった子ども、外国から来て日本語が不自由な子ども、どこかでつまずいて授業がわからなくなった子ども、そういう子どもをただ機械的に年齢相当の学年に入れ、1年たったら進級させ、修業年限が来たら自動的に卒業させれば済むというものではない。子どもの未来を奪うような「年齢主義」は採るべきではない。その子のために採りうる最善の方策は何なのか、学校と保護者が十分に話し合っていて決めていくことが大事なのだと思う。

個に応じた指導を徹底し、ひとりひとりに「わかる授業」を行うことは、実は大変な努力を要する仕事だ。新指導要領で学習内容が増えれば、さらに多くの努力が求められることになる。定数改善などの条件整備が必要になることは明らかだ。そのために努力することが教育行政の責任であることは、深く肝に銘じておきたい。

〔大臣官房審議官（初等中等教育局担当） 前川 喜平〕